

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北杜市長 大柴 邦彦

市町村名 (市町村コード)	北杜市 (19209)
地域名 (地域内農業集落名)	須玉町多麻地区 (上小倉・中小倉・下小倉・東向)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進んでおり、これまで保全されてきた農地の遊休農地化が懸念される。このようなことから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域内に存在する集落営農組織や認定農業者を中心に、農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、特に課題となる畦草狩りを省力化できる体制を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である水稲については、農地の集約化だけでは既存農業者で農地を保全していくことは困難であることが明白なため、密植型箱苗移植型水稲や乾田直播などの省力化技術の栽培体系の構築が必要不可欠である。また、有機農業者の参入も多い地域であることから、有機団地を設けることで就農希望者の受け入れ体制を整備し、高齢化等により遊休農地化が懸念される農地保全を進める。畑エリアに関しては、集積及び集約化が図られていることから、今後も維持管理出来るよう農業者とのコミュニケーションを進めていく。耕作者の高齢化の状況など、新たな担い手参入も視野にいれ、必要に応じて環境整備も含め地域内で調整しながら、互いの作業効率性が向上できるよう集積・集約に向けて地域全体で取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52.65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
既存農業者が安定的な農業経営が出来るよう、地域内で調整しながら互いの作業効率性が向上できるよう集積・集約できるよう努める。また、遊休農地化の動向を視野にいれながら、有機団地の構築をすることで新たな担い手確保につなげる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して集積・集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の圃場整備は完了しているが、大型農機具の導入により作業の効率性を向上させる必要が生じた場合にはさらなる圃場整備を検討する必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で調整しながら互いの作業効率が向上できるように協議を進めていく。 有機農業者の参入も多い地域であるため、団地化できるよう協議を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で調整しながら、農地保全がされる体制構築を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--